

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第2号

改正 令和7年2月26日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定により、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の意に反する休職の事由、職員の意に反する免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。

(免職及び休職の手續)

第2条 法第28条第1項第1号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職することができるのは、人事評価その他の実証に基づいて、勤務実績の良くないことが明らかな場合でなければならない。

2 法第28条第1項第2号に該当するものとして、会計年度任用職員を免職する場合又は同条第2項第1号に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

3 会計年度任用職員の意に反する免職及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該会計年度任用職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間は、法律に特別の定めがある場合のほか、広域連合長が定める任期の範囲内において、それぞれ、個々の場合について、広域連合長が定める。

2 広域連合長は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、会計年度任用職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の例外)

第5条 広域連合長は、拘禁刑以上の刑に処せられた会計年度任用職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(実施規定)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月26日条例第1号)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第1条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第2条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年2月26日条例第1号)

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。